規制シート(様式)

（別紙１）

160194801380001

平成28年4月27日

規制の名称	民泊サービスにおける規制改革	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	旅館業法（昭和23年法律第138号）関係法令	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 生活衛生課長　長田　浩志
規制目的	旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められている。 こうした状況を踏まえ、「規制改革実施計画」（平成２７年６月３０日閣議決定）において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る（平成２７年検討開始、平成２８年結論）」とされており、こうした検討課題に対応するため、「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」で検討している。	関連する予算	―
規制の最近の改廃経緯	旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第１条第３項第１号の規定において、簡易宿所営業の施設の構造設備基準として、客室の延床面積を33㎡以上としていたものを、宿泊者数が10人未満の場合には、宿泊者１人当たり3.3㎡以上と改正した。	関連する政策評価結果	―
規制を維持、改革又は新設する理由	自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、観光立国を推進するため、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要への対応や、地域活性化のための空きキャパシティの有効活用などの要請に応えることが求められており、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
（規制を改革する場合の改革の方向性）	「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」での結論を踏まえ改革。		
見直し条項	―		
次の見直し時期	―		

規制シート（通知・通達等の委任根拠等）（イメージ）

（別添）

（通知・通達等のID）

（規制シートのID）

通知・通達等の名称（発信者等を含む。）	―
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	―
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	―